【基本施策】

42. 適正な課税と積極的な徴収を推進する

【基本方針】

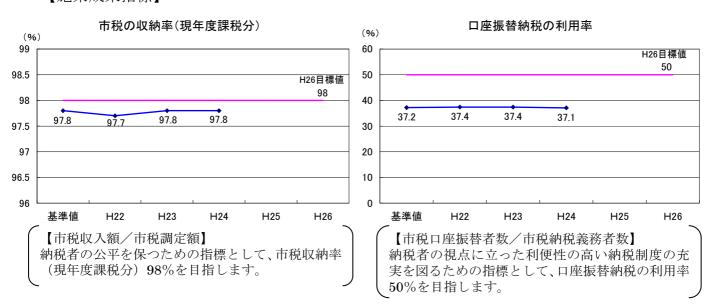
市民税と固定資産税(償却資産)の未申告者に対しては督促を行い、これに応じない場合は実態調査および実地調査を行います。さらに、市外在住扶養者の所得調査も行い適正課税と収納に努めます。また、分かりやすい税情報の提供を行い、納税者の税知識の高揚に努めます。

また、収納率の向上を図るため、納税貯蓄組合(納税推進委員)と連携し、口座振替による納税の普及推進に努めるとともに、悪質な滞納者については財産調査(不動産・動産・預貯金・給与など)を行い、差押等の滞納処分を実施し、さらにその財産を公売するなどの強制執行を行います。

【実施施策】

◇市税の適正賦課 ◇収納率の向上

【施策成果指標】



【構成事務事業の達成ランクおよび方向性】

基本施策		構成事務事業の状況											
		H24 ランク				H26 方向性							
	実施施策	A	В	С	小計	事務改善	内容 拡大	内容 縮小	維持	終了	廃止 休止	統合	小計
適正な課税と積極的な徴 収を推進する		2	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
	市税の適正賦課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収納率の向上	2	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3

これまでの取組み成果

市民税や固定資産税(償却資産)未申告者の減少に努めるとともに、自主申告の必要性等の啓発を図り、公平・公正かつ適正な課税を推進してきた。

滞納者への対応については督促・催告等の文書催告を実施するとともに、年4回の特別夜間電話催促を実施してきた。また、催告しても納付に誠意のない滞納者に対しては、預金や不動産の差し押さえを 実施してきた。

今後の課題

適正課税の更なる推進のため、市民税や償却資産の自発的申告の促進が課題である。

収納率の向上に向けて、滞納者に対して納税交渉や差し押さえを行っているが、生活困窮者に対する適切な対応が課題である。

今後の施策展開

未申告者に対する実地調査および国税当局との連携を図り、税務資料を有効に活用し、公正かつ適正な課税に努める。

市民税未申告者には申告の勧奨を行い、応対が無い未申告者の実態調査を行う。

償却資産申告については、税務署等と連携・協力し、未申告者減少に努める。

常習、悪質滞納者への厳正で迅速な対応を図るとともに、納め忘れを防止するため、窓口でペイジーによる口座振替を勧めたり、地域の納税推進委員の協力を得ながら口座振替納税を推進する。

【総合評価】

- A 政策目標に向けて高いレベルで推移している。
- B 政策目標に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。
- C 政策目標に向けてあまり順調ではなく、一層の努力が必要である。
- D 政策目標の達成には程遠く、全体的な努力が必要である。

〈H24 総合評価:B〉